

入院時食事療養・入院時生活療養に関する患者負担費用

入院時食事療養標準負担額(患者負担額)

65歳未満の入院患者 (後期高齢者医療を受ける人を除く)	高齢受給者 後期高齢者	1食につき
上位所得者:区分「ア」 区分「イ」 一般所得者:区分「ウ」 区分「エ」	現役並み(Ⅳ) 一般(Ⅲ)	490円
		280円 (指定難病患者)
住民非課税:区分「オ」	低所得者(Ⅱ)	230円
		180円 (入院90日超)
	低所得者(Ⅰ)	110円

入院時生活療養標準負担額(患者負担額)

65歳以上の入院患者 (後期高齢者医療を受ける人を除く)	高齢受給者 後期高齢者	食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
上位所得者:区分「ア」 区分「イ」 一般所得者:区分「ウ」 区分「エ」	現役並み(Ⅳ) 一般(Ⅲ)	490円	370円
		280円 (指定難病患者)	0円 (指定難病患者)
住民非課税:区分「オ」	低所得者(Ⅱ)	230円	370円
		180円 (指定難病患者) (入院90日超)	0円 (指定難病患者)
	低所得者(Ⅰ)	140円	370円
		110円 (指定難病患者) (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)※1	110円 (指定難病患者) (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)※1

※1)標準負担額を支払うことで生活保護基準に該当する人、標準負担額減額認定証の適用区分欄に(堺)と記載。なお70歳未満の患者は住民税課税区分「オ」として扱う。